

(6) 特定設備検査合格証の返納に係る対応

令和4年3月31日

高圧ガス保安室

特定設備検査合格証の返納に係る対応

- 第18回高圧ガス小委員会において、継続検討としていた「特定設備検査合格証の返納手続」については、バルク貯槽を含め**特定設備を輸出、喪失又はくず化したときに、返納すべき合格証が紛失により返納できない場合、返納のために合格証の再交付を受ける必要がない旨を明確にする。**

【第18回高圧ガス小委員会資料5より】

高圧法第56条の6において、バルク貯槽をくず化した時には、交付されている特定設備検査合格証を交付先に返納しなければならない。現状として、設備廃止の際に求められる特定設備検査合格証の返納について、「合格証」を紛失した場合に“再交付のうえ”返納するという手間が発生しており、“再交付”を経由する手続きを省略したい。
(全国LPガス協会)

【検討結果】

- 特定設備検査合格証（※1）を改ざんするなど悪用された事例は確認されておらず、多くの事業者において適切な管理が行われているのが実態。
- 特定設備検査合格証については、**完成検査、立入検査等において厳格な確認が図られることが重要との見地から、バルク貯槽を含め特定設備を輸出、喪失又はくず化したときに、返納すべき合格証が紛失により返納できない場合、返納のために合格証の再交付を受ける必要がない旨を明確にする。**

（※1）液化石油ガス保安法令では、バルク貯槽について、本合格証を有するものであることを技術基準として求めており、完成検査や告示検査の起点日の確認などに使用されている。

【今後の対応】

- 特定設備検査合格証を交付した者については、再交付等に備えて情報を管理している。
- **本合格証の交付を受けた者（※2）が、紛失により返納できない場合、その旨を通知するための書面等を提出するものとする。**

（※2）特定設備とともに合格証を譲渡された者が書面等を提出することは可能であるが、交付をした者と直接的な関係がないため、合格証が適切に譲渡されたことを証する書類等の提出も必要とする。